

環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱

制 定 令和 4 年 4 月 1 日 3 農産第 3817 号
一部改正 令和 7 年 4 月 1 日 6 農産第 3969 号
農林水産事務次官依命通知

(交付金の趣旨及び目的)

第 1 農業の持続的発展と農業の有する多面的機能（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する農業の有する多面的機能をいう。）の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

特に、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止、生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう普及推進を図っていく必要がある。

このため、法第 3 条第 3 項第 3 号の自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業（以下「交付事業」という。）を実施する農業者団体等（同項柱書きの「農業者団体等」をいう。以下同じ。）に対する支援を行うため、環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(通則)

第 2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、交付事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内において、都道府県に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、法、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成 26 年政令第 347 号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成 27 年農林水産省令第 14 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関す

る事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付金の交付）

第 3 交付金は、別紙に基づき、自然環境の保全に資する農業の生産方式（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件（平成 27 年農林水産省告示第 755 号）に定める「農業に関する技術」を用いるものをいう。以下同じ。）を導入した農業生産活動（以下「農業生産活動」という。）の実施を推進する農業者団体等に対し、都道府県及び市町村を通じて交付する。

（実施期間）

第 4 実施期間は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とする。

（取組推進の基本的考え方）

第 5 農業生産活動の実施の推進は、地球環境のみならず、地域環境の保全・向上に資する取組であることから、その推進に当たり交付金による取組の効果が十分に発揮されるよう、国、地方公共団体等は適切な役割分担の下、密接な連携を図りつつ一体となって取組を推進するものとする。

2 交付金による取組については、持続的な農業生産を支える取組の一環として実施することから、国、地方公共団体等は、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上が図られるよう取組を推進するものとする。

（実施体制）

第 6 国は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

2 都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

3 市町村は、交付金による取組が円滑に実施されるよう、農業生産活動の実施を推進する農業者団体等から申請された事業計画（別紙の第 2 の 1 の（1）に定める事業計画をいう。）を認定するとともに、当該農業者団体等に対し、交付金の交付及び農業生産活動の実施状況の確認等を行う。

(国による助成措置)

第7 国は、毎年度、予算の範囲内において、農業生産活動の実施を推進する農業者団体等が交付金による取組を実施するために必要な経費について、都道府県に助成するものとする。

(交付の対象及び交付率)

第8 交付対象経費及び交付率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

第10 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第11 地方農政局長等は、第9の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

2 第9の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る第1項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第12 都道府県知事は、第9の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第13 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な

変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更)

第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(概算払)

第15 都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第3号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく管内の市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長」という。）に交付しなければならない。

(事業遅延の届出)

第16 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第17 都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の第3四半期の末日現在において、別記様式第5号による遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代え

ることができるものとする。

- 2 前項の規定による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第 18 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、都道府県知事は、交付事業が完了したとき（第 13 第 1 項の規定による廃止の承認があったときを含む。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日（交付金の全額が概算払により交付された場合においては、翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第 19 地方農政局長等は、第 18 の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（ただし、都道府県において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は、90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 20 都道府県知事は、第 19 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 18 の規定に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 19 第 1 項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 19 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 21 地方農政局長等は、第 13 第 1 項第 2 号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 11 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

(4) 市町村長が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 市町村長が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときには、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 19 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(交付金の経理)

第 22 都道府県知事は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 前 2 項及び第 23 の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第 23 都道府県知事は、交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 7 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 24 都道府県知事は、第 9 の規定による交付の申請、第 12 の規定による申請の取下げ、第 13 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 15 第 1 項の規定による概算払請求、第 16 の規定による事業遅延の届出、第 17 の規定による状況報告及び第 18 の規定による実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFF を使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の全部を書面により提出することを妨げない。

2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFF により提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長等は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFF を使用する方法により行うことができる。

4 都道府県知事が第 1 項の規定により eMAFF を使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が別に定める eMAFF の利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第 25 都道府県知事は、管内の市町村長に交付金を交付するときは、本要綱第 13、第 14、第 16 から第 18 まで、第 20 第 1 項及び第 21 から第 23 までの規定に準ずる条件並びに適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきことを条件に付さなければならない。

(指導等)

第 26 地方農政局長等は、本事業の適正な執行を確保するために、都道府県知事に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第 27 交付事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農林水産省農産

局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この通知は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、交付要綱（環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付 22 生産第 10955 号農林水産事務次官依命通知）以下同じ。）及び実施要綱（環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付 22 生産第 10953 号農林水産事務次官依命通知）以下同じ。）は廃止する。
- 3 この通知による廃止前の交付要綱及び実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日 6 農産第 3969 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。ただし、この通知による改正前の同要綱に基づく事業のうち、令和 7 年度に交付申請がなされるものの交付単価については、改正後の同要綱の別紙の第 1 の 5 の交付単価を適用するものとする。

(別紙)

環境保全型農業直接支払交付金に係る事業の実施方法

第1 交付事業の実施

1 対象者

農産局長が別に定める農業者団体等とする。

2 事業要件

農業者団体等は、毎年度、農産局長が別に定めるところにより、農業生産活動の実施を推進する活動を実施するものとする。

3 対象農地

交付金の交付の算定の対象となる農地は、次のいずれかの農地とする。

- (1) 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき指定された農業振興地域をいう。）内に存する農地
- (2) 生産緑地地区（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区をいう。）内に存する農地

4 農業生産活動等

支援の対象となる農業生産活動は、農業生産に由来する環境への負荷の低減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等に資する以下の（1）から（6）までに掲げる取組であって、農産局長が別に定める要件を満たすものとする。

支援の対象となる（7）に掲げる活動は、農産局長が別に定める要件を満たすものとする。

- (1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組
- (2) 5割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組
- (3) 5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組
- (4) 5割低減の取組と総合防除（有害動植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう。以下同じ。）を組み合わせた取組
- (5) 有機農業の取組
- (6) その他都道府県知事が特に必要と認める取組（以下「地域特認取組」という。）
- (7) 有機農業の取組の拡大に向けた活動（以下「取組拡大加算」という。）

5 交付単価

国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する交付金に関し、4の（1）から（6）までに掲げる農業生産活動及び4の（7）に掲げる取組拡大加算に係

る国の交付金の10アール当たりの交付単価は、次に掲げる表中の①に掲げる額とし、地方公共団体が国による交付金と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の②に掲げる額とする。

また、地方公共団体が交付する交付金については、都道府県及び市町村がそれぞれ費用の一部を負担しなければならないものとする。

なお、国の交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

4の(1)から(6)までに掲げる農業生産活動に係る10アール当たりの交付単価

	①国の交付金の10アール当たりの交付単価	②国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの単価
5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	1,800円	3,600円
5割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組	2,500円	5,000円
5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組	2,500円	5,000円
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組 (農産局長が別に定める作物を除く。)	2,000円	4,000円
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組 (農産局長が別に定める作物)	1,000円	2,000円
有機農業の取組 (農産局長が別に定める作物を除く。)	7,000円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(注)に限り、1,000円を加算)	14,000円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(注)に限り、2,000円を

		加算)
有機農業の取組 (農産局長が別に定める作物)	1,500円	3,000円
地域特認取組	農産局長が別に定める単価	農産局長が別に定める単価

(注) 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれか1つ以上を実施する場合

4の(7)に掲げる取組拡大加算に係る10アール当たりの交付単価

	①国の交付金の10アール当たりの交付単価	②国の交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの単価
取組拡大加算	2,000円	4,000円

第2 事業の実施手続等

1 活動の実施等

農業者団体等が行う農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動の実施手続等に関しては、次に定めるとおりとする。

(1) 事業計画

農業者団体等は、活動内容に関して、次に掲げる事項を定めた原則として5年間を実施期間とする事業計画を作成するものとする。

- ア 事業の目標
- イ 事業の内容
- ウ 事業の実施期間
- エ 農業者団体等の構成員に係る事項

(2) 営農活動計画書

農業者団体等は、(1)に定める事業計画について、次に掲げる事項を定めた営農活動計画書を作成するものとする。

- ア 組織の名称及び所在地
- イ 活動期間
- ウ 農業生産活動及び取組拡大加算の実施区域及び位置図
- エ 農業生産活動及び取組拡大加算の内容及び実施時期
- オ 農業生産活動の実施を推進する活動の内容
- カ 交付金額
- キ その他必要な事項

(3) 事業計画の認定

- ア 農業者団体等の代表者は、交付金による取組を行おうとするときは、(1)に定める事業計画に(2)に定める営農活動計画書を添え、市町村長に提出するものとする。
- イ 市町村長は、アにより提出のあった事業計画を審査の上、当該農業者団体等に交付金を交付することが適当であると認めるときは、事業計画を認定し、速やかにその旨を農業者団体等の代表者に通知するものとする。
- ウ 市町村長は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要を公表するものとする。

(4) 事業計画の変更

農業者団体等の代表者は、(3)により認定された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、(3)の手続に準じて市町村長の認定を受けるものとし、その他の軽微な事項の変更については、市町村長へ届出を行うものとする。

- ア 事業の目標の変更
- イ 事業の実施期間の変更
- ウ 事業の実施区域の変更
- エ 自然環境の保全に資する農業の生産方式の変更
- オ 農業生産活動の取組面積の増加
- カ 年当たり交付金額の上限の増加又は年当たり交付金額の30%を超える減
- キ 取組拡大加算の実施又は変更

(5) 活動の実施

農業者団体等は、事業計画を実施する際には、交付金の適正な執行及び会計経理を行いつつ、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。

2 実施状況の報告

農業者団体等の代表者は、毎年度、第1の4の(1)から(6)までに掲げる農業生産活動、第1の4の(7)に掲げる取組拡大加算及び第1の2の農業生産活動の実施を推進する活動に関する実施状況について、農産局長が別に定めるところにより市町村長に報告するものとする。

3 実施状況の確認

市町村長は、2により報告のあった実施状況について、農産局長が別に定めるところにより確認するものとする。

4 事業の実績等の報告

- (1) 農業者団体等の代表者は、農産局長が別に定めるところにより、毎年度、事業の実績を市町村長に報告するものとする。
- (2) 市町村長は、農産局長が別に定めるところにより、毎年度、(1)の報告を取りまとめの上、都道府県知事に報告するものとする。
- (3) 都道府県知事は、農産局長が別に定めるところにより、毎年度、(2)の報告を取りまとめの上、地方農政局長等に報告するものとする。

5 交付金の返還

市町村長は、交付金の交付を受けた農業者団体等が、交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、農産局長が別に定める基準により、当該交付金の返還を求めるものとする。

別表（第 8 及び第 14 関係）

事業	経費の内容	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
環境保全型 農業直接支払 交付金	農業者団体等が別紙第 1 の 4 に規定する活動に要する経 費に充てるため、市町村が農 業者団体等に対し交付金を交 付するのに要する経費	定額		1 交付金額の増 2 交付金額の30 %を超える減

別記様式第1号(第9関係)

〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知)第9の規定に基づき、下記のとおり交付を申請する。
なお、事業の内容等は、別添のとおりである。

記

環境保全型農業直接支払交付金 円

(注) 添付書類として、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱別記様式第1-1号を添付すること。

別記様式第1-1号

1 事業の目的

--

2 事業計画（又は実績）及びその内容

（1）取組（又は実施）件数等

取組（又は実施）件数	取組（又は実施）市町村数	備考

（2）取組（又は実施）面積等

対象取組	取組（又は実施）面積 (a)	交付額（国費） (円)	前年度交付額（国費） (円)	備 考
5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組				
5割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組				
5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組				
5割低減の取組と総合防除を組み合わせた取組				
有機農業の取組				
地域特認取組				
小 計				
取組拡大加算				
合 計				

3 経費の配分

(単位：円)

区 分	事業に要する経費 (A+B+C)	負担区分			備 考
		交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	
環境保全型農業直接支払交付金					

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 堆肥施用量等の届出状況

作 物 (品 目)	堆肥の種類	設定した施用量 (t/10a)	国の交付金の 10a当たりの交付単価 (円/10a)	国の交付金と一体的に 地方公共団体が交付する 交付金を加えた交付金の 10a当たりの単価 (円/10a)	備 考

6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- (1) 都道府県の交付金の交付に関する規程又は要綱及びその他地方農政局長等が必要と認める書類については、地方農政局長等の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 添付書類について、都道府県のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号(第 13 関係)

〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知)第13第1項の規定に基づき申請する。

なお、その他については、〇〇年〇月〇日付け番号交付申請書記載のとおりとする。

記

(注) 1 記の記載事項は、別記様式第1号の記に準ずる。添付書類として、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱別記様式第1-1号を添付すること。

この場合において、「変更(中止又は廃止)の理由」を添付するとともに、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 交付金の額が増額(減額)する場合には、件名の「〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金変更等承認申請書」を「〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金の変更及び追加(減額)交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱第13第1項の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱第13第1項の規定に基づき、交付金〇〇〇円を追加交付(減額承認)されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第15関係）

〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長（官署支出官 〇〇 ）殿
（北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）
（第15第1項に定める官署支出官名を記入）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定通知のあった事業について、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知）第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
[また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。]

記

区 分	交 付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A)－((B)+(C))		備 考
		金 額	出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	
環境保全型農業直接支払交付金	円	円	%	円	%	円	%	

(注) 1 環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱第17第1項ただし書の規定に基づき、概算払請求書をもって遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告（第3・四半期末の進捗度〇〇%）」等の記載をすること。
2 []内は、第17第1項ただし書の規定による場合のみ記載すること。

別記様式第4号(第 16 関係)

〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定期間内に完了しない/遂行が困難となつた）ため、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知）第16の規定に基づき届け出る。

記

1 交付事業が（予定の期間内に完了しない/遂行が困難となつた）理由

2 交付事業の遂行状況

区 分	総事業費 (A+B)	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日までに 実施するもの		
		事業費 (A)	出来高 比率	事業費 (B)	事業完了 予定年月日	
環境保全型農業直接支払 交付金	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日までに実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第17関係）

〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知（及び〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で変更通知）のあった事業について、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知）第17の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費 (A+B)	事業の遂行状況				備考
		第3・四半期までに 完了したもの		第4・四半期以降に 実施するもの		
		事業費 (A)	出来高 比率	事業費 (B)	事業完了 予定年月日	
環境保全型農業直接支払 交付金	円	円	%	円		

別記様式第6号(第 18 関係)

〇〇年度環境保全型農業直接支払交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知(及び〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で変更通知)のあった事業について、下記のとおり実施したので、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知)第18の規定により、その実績を報告する。

[また、併せて精算額として環境保全型農業直接支払交付金〇〇〇円の交付を請求する。]

- (注) 1 []内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 2 添付書類として、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱別記様式第1-1号を添付すること。
- 3 交付金の交付の決定に係る内容及び経費の配分(変更された場合は変更後の内容等)並びに実績報告の内容及び経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで記載すること。
- 4 添付書類については、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付すること。
また、このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第7号（第23関係）

〇〇年度
農林水産省所管

国			環境保全型農業直接支払交付金調書								備考
			地方公共団体名								
			歳入			歳出					
交付事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫交 付金相当額	支出 済額	うち国庫交 付金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	
〇〇費											
〇〇費											
その他											

記載要領

1 「交付事業名」欄には、別表の事業の名称のほか、当該交付事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5 交付事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。